

## 遊漁規則の変更について

○ 遊漁規則の変更内容 ( ) 内は資料1-2の記載ページ

No.	漁業協同組合	変更申請内容	改正案	改正前	施行日												
1	上小 (1~3)	河川特設釣り場における遊漁料の額の変更	遊漁規則第8条(河川特設釣り場) エ 料 金 大人及び子供 1,600円(2時間)、延長料金 650円(1時間)	遊漁規則第8条(河川特設釣り場) エ 料 金 2時間(大人、子供)1,500円	令和5年4月1日												
2	千曲川 (4~6)	遊漁料の額の変更	(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条② 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以下の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>身体障害者</td> <td>前号の規定する2分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	遊漁料	中学生以下の者	無料	身体障害者	前号の規定する2分の1に相当する額	(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条② 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生以下の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>中学生及び身体障害者</td> <td>前号の規定する2分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	遊漁料	小学生以下の者	無料	中学生及び身体障害者	前号の規定する2分の1に相当する額	令和5年2月16日
		区分	遊漁料														
中学生以下の者	無料																
身体障害者	前号の規定する2分の1に相当する額																
区分	遊漁料																
小学生以下の者	無料																
中学生及び身体障害者	前号の規定する2分の1に相当する額																
		漁場監視員証の住所記載欄の削除	別記様式第3号 漁場監視員証 別紙参照	別記様式第3号 漁場監視員証 別紙参照													
3	天竜川 (7~13)	電子遊漁券(フィッシュパス)の導入に伴う改正	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、又は徒手採捕による遊漁の場合は口頭又はオンラインサービス(フィッシュパス)で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区及び遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁申請書を提出して、しなければならない。	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、又は徒手採捕による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区及び遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁申請書を提出して、しなければならない。	令和4年9月1日												
			4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項又は同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。	4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。													
			(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 2 前号の規定にかかわらず手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁の場合、次の表左の欄の区分の者は、それぞれ右欄の遊漁料とする。但し、オンラインサービス(フィッシュパス)においては、中学生、高校生及び身体障害者の割引は適応されない。	(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 2 前号の規定にかかわらず手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁の場合、次の表左の欄の区分の者は、それぞれ右欄の遊漁料とする。													
			3 前項の規定にかかわらず、オンラインサービスにより遊漁申請をした場合の遊漁料の納付は、オンラインサービスで指定される方法による。	(新設)													
			(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第4号までに規定する遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。	(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第3号までに規定する遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。													
			(遊漁に際し守るべき事項) 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインサービスで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を表示したオンラインサービスの画面を提示しなければならない。	(遊漁に際し守るべき事項) 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。													
			別記様式第4-1号(日釣券)、第4-2号(年釣券)の追加 (フィッシュパスによる遊漁承認証:別紙参照)	様式第4号 漁場監視員証様式													
様式第5号 漁場監視員証様式	(新設)																
		(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとするものは、あらかじめ組合に口頭又はオンラインサービス(つりチケ)により申請し、その承認を受けなければならない。	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとするものは、あらかじめ組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。														

高水  
内共2号  
(14~23)

電子遊漁券（つりチケ）の導入に伴う  
改正及び遊漁料の額の変更

(遊漁料の額及び納付の方法)  
第7条  
2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスにおいては身体障害者の割引は適応されない。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	前号に規定する額の2分の1

(遊漁料の額及び納付の方法)  
第7条  
2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
小学生以下	無料
中学生	前号に規定する額の2分の1
身体障害者	

4 前項の規定にかかわらず、オンラインサービスにより遊漁申請をした場合の遊漁料の納付は、オンラインサービスで指定される方法による。

(新設)

(遊漁承認証に関する事項)  
第8条  
組合は、第2条第1の承認したときは、別記様式第1-1号、第1-2号又は別記様式第2-1号、第2-2号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に対して交付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)  
第8条  
組合は、第2条第1の承認したときは、別記様式第1号又は様式第2号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に対して交付するものとする。

第9条  
遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインサービスで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を提示できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインサービスの画面を提示しなければならない。

第9条  
遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式第2-1号（日釣券）、第2-2号（年釣券）の追加  
(つりチケによる遊漁承認証：別紙参照)

(新設)

4

電子遊漁券（つりチケ）の導入に伴う  
改正及び遊漁料の額の変更

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)  
第2条  
漁場の区域内において遊漁をしようとするものは、あらかじめ組合に口頭又はオンラインサービス（つりチケ）により申請し、その承認を受けなければならない。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)  
第2条  
漁場の区域内において遊漁をしようとするものは、あらかじめ組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き承認をするものとする。

2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を納付しなければならない。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項又は第2項に規定する遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)  
第6条  
2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスにおいては身体障害者の割引は適応されない。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	前号に規定する額の2分の1

(遊漁料の額及び納付の方法)  
第6条  
2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
小学生以下	無料
中学生	前号に規定する額の2分の1
身体障害者	

4 前項の規定にかかわらず、オンラインサービスにより遊漁申請をした場合の遊漁料の納付は、オンラインサービスで指定される方法による。

(新設)

高水  
内共9号  
(24~33)

令和5年2月1日

	<p>(遊漁承認証に関する事項)  第7条  組合は、第2条第1の承認したときは、別記様式第1-1号、第1-2号又は別記様式第2-1号、第2-2号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に対して交付するものとする。</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項)  第7条  組合は、第2条第1の承認したときは、別記様式第1号又は様式第2号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に対して交付するものとする。</p>
	<p>第8条  遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインサービスで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を提示できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインサービスの画面を提示しなければならない。</p>	<p>第8条  遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
	<p>別記様式第2-1号（日釣券）、第2-2号（年釣券）の追加  （つりチケによる遊漁承認証：別紙参照）</p>	<p>（新設）</p>